平成２４年（フ）第６２４号
堺市北区百舌鳥陵南町１丁93番地１　グランドメゾンなかもずA105号
破産者　岡村　茂樹
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７６７号
大阪府枚方市出屋敷元町１丁目37番６号
破産者　道本　　健
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７６９号
大阪市鶴見区茨田大宮４丁目28番18―106号
破産者　元澤　博孝
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８９７号
大阪市浪速区下寺１丁目４番10号　木本荘207号
破産者　青木　荘三
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０６７号
大阪市住吉区千躰１丁目４番18―303号
破産者　宮城　康子
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５２３号
大阪府松原市天美東８丁目７番20号
破産者　碓井トクヱ
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７５６号
堺市南区城山台２丁３番３―207号
破産者　杉本　邦彦
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７９３号
堺市南区新檜尾台２丁２番５―611号
破産者　雜賀　久彰
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７９４号
堺市南区新檜尾台２丁２番５―611号
破産者　雜賀　和美
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７４号
堺市北区百舌鳥本町１丁61番地１　小西文化５号
破産者　崎田　真美
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０９３号
広島市安佐北区安佐町大字くすの木台47番地の７
破産者　梶山　廣一
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１６５号
広島市安佐北区安佐町大字くすの木台47番地の７
破産者　梶山美津子
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７号
福岡県田川市大字伊田2739番地、前住所福岡県田川市大字伊加利1932番地
破産者　森田　宣之
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第７２号
北海道北見市南仲町３丁目７番７号　ロジングさいわいC館
破産者　柴山　照夫
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第５号
青森県八戸市南類家４丁目５番Ｂ５―25号
破産者　佐藤　悦子
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１１号
秋田県横手市駅南１丁目４番26号　グランデール19番館102号
破産者　佐野　彰子
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第６号
福島県郡山市字山崎298番地の６
破産者　杉田　　章
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１９３号
群馬県渋川市中郷814番地１
破産者　西山　　学
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２７１０号
横浜市旭区市沢町586番地31
破産者　海老原　徹
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４２５号
福井市光陽４丁目３番43号　ドルミ学園302号、住民票上の住所福井市門前町第５号77番地
破産者　木村　和博
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係